

倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 NPO まんま（以下「この団体」という。）の倫理規範等を定めることにより、公正かつ適正に団体運営及び事業活動を行うことを目的とする。

(基本的人権の尊重と法令等の順守)

第2条 この団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令順守)

第3条 この団体は、関連法令及びこの団体の定款その他の規定・内規を厳格に順守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 この団体は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規程に則り対応しなければならない。

(私的利害追求の禁止)

第4条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己または第三者の私的利害追求に利用することがあってはならない。

(利益相反行為の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、この団体との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

- 2 この団体は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この団体は、利益相反行為の防止のため、役職員に対して、定期的に、利益相反に該当する事項について自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(ハラスメントの防止)

第7条 役職員は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、良好な職場及び活動環境の維持及び確立に努めなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この団体はその事業活動に関する透明性を図るため、定款、事業計画、予算、事業報告、財務諸表、議事録その他の活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者)

第10条 役職員は、この団体におけるコンプライアンス（この団体又は役職員等がこの団体の業務遂行において法令（この団体の定款、規則・規定、運用基準等を含む。以下同じ。）を順守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 代表理事を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第11条 この団体は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

(公益通報者に対する不利益処分等の禁止)

第12条 役職員は、公益通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は公益通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改廃)

第13条 この規定を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規定は、2024年10月10日から施行する。(2024年10月9日第3回理事
会議決)